平成２２年（フ）第９５８号
北九州市小倉南区蒲生３丁目１番22号
債務者　道原　昭夫
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９８８号
北九州市小倉南区東貫２丁目３番７―202号
債務者　福田知恵子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７９９号
神戸市中央区山本通４丁目26番30号
債務者　笹野　春美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０２号
神戸市北区花山東町３番25―1004号
債務者　上山　善之
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８０号
神戸市垂水区塩屋町３丁目２番２号長谷ハイツ104号、住民票上の住所大阪府豊中市中桜塚５丁目７番43号
債務者　中山貴久郎
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９５号
愛知県岡崎市大門３丁目32番地19
債務者　片山　了一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６６号
愛知県岡崎市欠町字栗宿５番地41　クレオール東公園201
債務者　小林　利彰
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５３号
北九州市小倉北区上富野５丁目５番３号
債務者　洲之内こと　安岡　加奈
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９１７号
北九州市小倉北区菜園場１丁目１番15号　啓明302号
債務者　鵜久森慎一
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９７３号
北九州市小倉南区下曽根２丁目10番14号
債務者　村上　幸男
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９８２号
北九州市八幡西区大平１丁目10番３―301号
債務者　坂田　隆之
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２２８号
青森県八戸市下長４丁目11番15―33号　県営住宅
債務者　小笠原智子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
青森県八戸市江陽４丁目２番７号
債務者　狄塚　和幸
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
青森県弘前市大字城東中央３丁目10番地17　コーポファミリア202号
債務者　岩渕　一徳
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１５８６３号
東京都豊島区南長崎４丁目29―１　第２江川ビル302
債務者　大澤　慎也
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５８６４号
東京都練馬区石神井町７丁目19―12―203
債務者　黒沼　智子（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部